

既存化学物質の安全性点検をめぐる経緯

1. 昭和48年の化審法制定時の既存化学物質の取扱い

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)」は、PCBによる環境汚染問題を契機に昭和48年に制定された。これにより、新たに製造又は輸入される工業用化学物質(新規化学物質)について、その製造又は輸入を開始する前に届出を行い、有害性の事前審査を受けることが義務づけられた。

また、昭和48年の化審法公布の際、現に我が国において製造又は輸入されている化学物質(既存化学物質)は事前審査制度の対象とはされなかったが、化審法制定時の国会の附帯決議において、政府が講ずべき措置の一つとして、既存化学物質の安全性の総点検を実施し、必要な規制措置を講ずることが挙げられた。

(参考)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律案に対する附帯決議(参議院商工委員会、昭和48年6月22日)

政府は、本法施行にあたり、...次の諸点について特に火急かつ万全の措置を講ずべきである。

一、既存化学物質についても、その安全性確認のため、早急に総点検を実施し、その結果、特定化学物質として指定された化学物質、...については、環境汚染の進行を防止するため、すみやかに回収命令の発動、勧告等必要な措置を講ずること。

2. これまでの国、産業界の取組

既存化学物質の評価に関する取組としては、国においては、化学物質審査規制法の有害性項目に係る安全性点検をはじめとして、従来から有害性・リスクの評価に関する施策を実施してきている。また、事業者においては、国際的な協力の下での高生産量化学物質に関する有害性情報等を把握する取組のほか、個別事業者や事業者団体を通じた有害性情報の収集、毒性試験等の安全性確認の自主的取組が行われている。

しかしながら、対象とすべき既存化学物質の数は非常に多く、欧米を含め各国においてこれまで取組が進められているものの、これまでに評価がなされた化学物質は国際的にも多くはない。

国内外の取組	件 数
我が国政府における既存化学物質の点検状況(注1)	
分解性・蓄積性	1455
人毒性	275
生態毒性	438
OECD高生産量化学物質(HPV)点検プログラムで評価済みの物質数(注2)	約 500
うち日本がスポンサーの物質数	約 100

(注1)「我が国政府における既存化学物質の点検状況」の各項目の件数は、平成16年度までに調査済み及び調査着手済みの物質数。

(注2)「OECD高生産量化学物質(HPV)点検プログラムで評価済みの物質」、「うち日本がスポンサーの物質数」は、2004年までに評価済みの物質数であり、後者は他国との共同スポンサーの物質を含む。

3. 平成15年の化審法改正時の既存化学物質の安全性点検に関する議論

平成15年1月には、厚生科学審議会、産業構造審議会及び中央環境審議会の下に設置された小委員会、専門委員会の合同会合で取りまとめた報告書「今後の化学物質の審査及び規制の在り方について」において、「事業者及び国は、相互に十分連携しつつ、既存化学物質の有害性評価等を計画的に実施していくべきである」とされた。

また、平成15年5月に成立した「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律」に関する国会審議の際、附帯決議として、既存化学物質の安全性点検については、官民の連携による計画的な推進を図ることとされた。

(参考)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(参議院経済産業委員会、平成15年4月17日)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 既存化学物質の安全性点検については、国際的な役割分担による有害性評価を促進するとともに、**官民の連携による**有害性評価の計画的推進を図ること。